

平成 20 年度
コベネフィット CDM モデル事業公募要領
(第二次募集)

平成20年10月

環境省水・大気環境局
水・大気環境国際協力推進室

目 次

1. 事業目的	2
2. 事業内容	
(1) 事業概要	2
(2) 補助対象事業の要件	3
(3) 補助対象者の要件	3
(4) 補助率等	3
(5) 事業期間	3
3. 事業実施者の選定	
(1) 事業実施者の選定方法	4
(2) 審査方法	4
(3) 審査項目	4
(4) 審査結果の通知	4
4. 公募案内	
(1) 提案書類の提出期間	4
(2) 提案書類の提出先	4
(3) 提出書類	5
(4) 問い合わせ先	5
5. 留意事項等	
(1) 公表	6
(2) 事業の開始と発注	6
(3) 計画の変更	6
(4) 実績報告及び額の確定	6
(5) 補助金の支払い	6
(6) 取得財産の管理	6
(7) 経理	7
(8) クレジットの移転	7
(9) 事業実施者の義務	7
(10) 交付決定の取消等	8
(11) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用	8
(12) その他	8
提案書様式（様式第1、様式第2及び様式第3）	9
チェックリスト記載例	13

1. 事業目的

我が国の2006年度の温室効果ガス総排出量は二酸化炭素に換算して約13億4,000トンとなっており、京都議定書の基準年比で約6.2%増加しています。

2008年から2012年までの5年間に京都議定書の6%削減約束を達成するためには、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなります。それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分が見込まれます。この差分については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要です。

京都メカニズムは、他国における排出削減量・吸収量や他の国々の割当量を自国の京都議定書削減約束達成に活用できる柔軟性措置であり、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)及び国際排出量取引の3種類があります。

この京都メカニズムを活用した温室効果ガス排出削減対策のうちCDM事業については、「発展途上国(非附属書I国)が持続可能な開発を実現し、条約の究極目的に貢献することを助ける」とこと及び「付属書I国が温室効果ガスの排出削減事業から得る排出削減量(CER)を使って京都議定書を遵守することを助ける」ことをその目的としています(京都議定書第12条)。しかし、これまでのところプロジェクトが実施される途上国等の持続可能な開発に資するという便益が期待されたほど実現されていないこともあります。途上国においては、温暖化対策と同時に途上国等における環境汚染対策等にも資する、いわゆるコベネフィット(相乗便益)を達成するCDM事業の実施が強く期待されています。

本補助事業は、このような現状をふまえ、大気汚染、水汚濁等の環境問題も顕在化しつつあるアジア各国の環境汚染対策ニーズに対応したCDM事業をモデル事業として実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットを実現することにより、今後途上国において実施するコベネフィットCDM事業の推進を図るものであります。

2. 事業内容

(1) 事業概要

事業者が海外において実施するCDM事業のうち、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資する事業を実施する我が国の事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、コベネフィット事業の推進を図り、もって地球環境の保全に資することを目的とします。

なお、補助事業による活動により得られたクレジットについては、その一定割合(50~100%の範囲)を、申請時に提出したクレジット移転計画書に基づき日本政府の保有口座に移転していただきます。

(2) 補助対象事業の要件

- ① 京都議定書に批准している国において実施を検討している我が国の削減目標達成に貢献する CDM 事業であること。
- ② 水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資する事業であること。
- ③ 事業の実施が事業実施国の経済社会への悪影響を及ぼさないものであること。
- ④ 本事業の成果としての温室効果ガスの削減量及び環境問題対策の効果を把握できること。

(3) 補助対象者の要件

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - a. 民間企業
 - b. 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - c. 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人（公益法人）
 - d. 国際コンソーシアム（日本法人（登記法人）と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織）

注 1) 交付申請は、日本法人と外国法人の共同申請とし、日本法人（登記法人）を代表事業者とする。

注 2) 代表事業者は、一定の活動実績を有する日本法人であって、補助事業に係る経理その他の事務について一元的窓口となる。

- e. その他環境大臣が適当と認める者
- ② 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 環境省の求めがある場合、環境省において経理、その他の説明・報告を日本語でできる体制を有していること。

(4) 補助率等

補 助 率 : 1 / 2

補助対象経費：コベネフィット型 CDM モデル事業の実施に必要な設備導入等初期投資に係る経費（工事費、設計費、設備費、事務費、等）

注 1) 当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

注 2) 費目の内容の詳細については、個別に御相談ください。

交付額上限：1 件当たりの交付額は 1. 6 億円を上限とします。

(5) 事業期間

原則として、交付決定日から平成 21 年 3 月までとします。

ただし、やむを得ない事情により予定の期間内に完了できないと見込まれる場合は、翌年度まで最大 1 年間期間を延長することが可能です。

3. 事業実施者の選定

(1) 事業実施者の選定方法

一般公募で応募があった提案書について、事務局で審査を行い事業実施者を選定します。

(2) 審査方法

審査は、原則として提出された提案書に基づく書面審査及びヒアリング審査とします。必要に応じて追加資料の提出等を求めることがあります。

なお、交付決定にあたっては、特に条件を付す場合があります。

(3) 審査項目

提出された提案書の内容について主に以下の項目について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて選定を行います。

- ① 補助事業の内容が、公募要領の要件を満たしていること。
- ② 効果的な温室効果ガス削減が期待できること。
- ③ 効果的な水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の改善が期待できること。
- ④ CDM事業としての実施計画が確実かつ合理的であること。
- ⑤ 環境改善計画が確実かつ合理的であること。
- ⑥ クレジット移転が経済効率的であること。(助成金千円あたりのクレジット納入量が大きいこと。)
- ⑦ 補助事業に要する経費の算定が適切であること。

(4) 審査結果の通知

採択の場合は選定通知書を応募者に送付します。

4. 公募案内

(1) 提案書類の提出期間

平成20年10月9日（木）から平成20年10月20日（月）午後6時必着といたします。ただし、応募状況に応じて、追加公募を行う可能性があります。

(2) 提案書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室 宛

注1) 持参または郵送にて提出して下さい。郵送の場合は電話による御連絡も併せて御願いいたします。)

注2) 郵送の場合は締切日必着とします。

注3) 郵送の場合、封筒に赤字で「コベネフィット CDM モデル事業提案書類在中」と明記して下さい。

(3) 提出書類

応募者は、以下の書類を受付期間中に提出して下さい。(原則として再生紙に両面印刷としてください。)

原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません。(ただし、申請後の事業段階で記載内容の変更について打診を行うことがありますあり、その際には変更申請を受理することができます。)

提案書類及びその他資料等は、案件の選定のみに用います。また、一度ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

- ① 事業実施計画書（様式第1）
- ② 経費内訳（様式第2、複数年度事業の場合には年度ごとの発生経費を明確に区分した補助事業実施計画書（②）及び経費内訳（③）を提出してください。）
- ③ クレジット移転計画書（様式第3）
- ④ 提出書類チェックリスト（記載例参照、提出書類にチェックを入れてください。）
- ⑤ その他資料（様式任意）

【必須提出】

- イ) プロジェクト設計書（PDD）のコピー又はそれに相当するもの（ドラフト可）
- ロ) 申請予定者（共同申請予定者含む）の組織概要・事業実績に関する資料（事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など）
- ハ) 事業者間のクレジットの分配に関する合意文書（業者間のクレジット移転契約書等のコピー等。合意がない場合には、調整状況を説明する資料を提出すること）
- ニ) 代表事業者届出書（国際コンソーシアムとしての共同申請のみ）
- ホ) 積算根拠資料
- ヘ) 期待される環境改善効果に関する資料

【可能であれば提出】

- ト) 有効化審査報告書のコピー
- チ) 日本国政府承認書のコピー（又は申請書のコピー）
- リ) ホスト国政府承認書のコピー（又は申請書のコピー）

(4) 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室

TEL : 03-3581-3351 (内線 6560)

03-5521-8309

FAX : 03-3501-2717

Email: mizu-taiki-kokusai@env.go.jp

5. 留意事項等

(1) 公表

採択事業については、環境省ホームページにおいて、事業名、事業者名及び事業概要を公表します。また、併せて記者発表を行う場合があります。

ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

(2) 事業の開始と発注

補助事業は交付決定後に開始することが原則です。ただし、諸事情により事前着工が必要な事業については、御相談ください。

また、補助事業にかかる設計、調達及び工事等については、補助事業の運営上困難又は不適当である場合を除き、原則として競争入札により発注先を決定するものとします。

(3) 計画の変更

事業の実施中に事業内容の変更（軽微なものを除く。クレジットの移転計画の変更含む。）又は補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更（各区分の配分額の15%以内の流用増減を除く）の可能性が生じた場合には、事前に環境省に報告し、その指示に従うものとします。（変更の内容によっては、環境省の事前承認が必要です。）

(4) 実績報告及び額の確定

事業実施者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を環境省に提出してください。

環境省は、実績報告書の書類審査及び必要に応じて現地検査等を実施し、事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額とそれに基づく移転予定クレジット量を算定し、事業実施者に通知します。

(5) 補助金の支払い

補助金は、原則的には交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとします。

(6) 取得財産の管理

事業実施者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければなりません。また、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産を処分するときには、あらかじめ環境大臣の承認を受ける必要があります。

なお、補助事業により整備された施設、機械器具には、日本国環境省の補助事業であ

る旨明示しなければなりません。

(7) 経理

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後5年間又はクレジット移転期限までの期間のいずれか長い期間保管する必要があります。

(8) クレジットの移転

補助事業を通じて取得したクレジットについては、以下の要領に基づいて取り扱うこととします。

- ① 補助金の交付額に応じて、様式第3のクレジット移転計画書に記載する量のクレジットを、同移転計画書に記載する移転期限までに、年次計画に従って、日本国政府保有口座へ移転してください。ただし、クレジット移転量は、補助事業によるクレジット発生量の1／2を下回らないようにしてください。
- ② 上記のクレジット移転手続の全部又は一部が完了した後、10日以内にクレジット移転報告書を環境省に提出してください。
- ③ クレジット移転計画書に記載するクレジットの移転が行えない場合には、不足量を補填しなければなりません。ただし、移転が行えないことにつきやむを得ない理由があると認められる場合には、この限りではありません。

(9) 事業実施者の義務

CDM事業として公的に承認されるまでの間、事業実施者はCDM理事会への登録に必要な措置（投資国政府及びホスト国政府の承認、方法論の承認、有効化の取得等に必要な措置を含む）をとる義務を負います。

また、CDMとして公的に承認された後、事業実施者は、クレジットが発生するよう適切かつ継続的な事業運営、モニタリングの適切かつ継続的な実施、クレジットの検証、認証、発行及び移転のために必要な措置を行う義務を負います。

さらに、事業実施者は、少なくともクレジットの移転期限までは、実施計画書に記載した環境対策を適切に実施するとともに、併せて環境改善効果のモニタリングを適切かつ継続的に実施する義務を負います。

事業者が適切な措置をとらなかつたと認められる場合には、義務不履行として、補助金交付決定の取消し及び交付した補助金の返還が請求されます。

なお、クレジット移転期限までの間に、事業実施者の合併・分割、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告してください。

(10) 交付決定の取消等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- ① 事業実施者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令その他の法令若しくは交付要綱（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱）の規定に違反したことにより大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
- ② 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ③ 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- ④ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(1 1) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

(1 2) その他

上記の他、必要な事項は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及びその施行令の規程によるほか、交付要綱（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱）及びコベネフィットCDMモデル事業実施要領によります。

様式第1

コベネフィットCDMモデル事業実施計画書

事業名	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト設計書に記載する「Title of the project activity」と同一のものとしてください。 		
代表事業者	名称 住所 代表者名		
担当者	担当者氏名 担当部署 TEL/FAX E-mail		
ホスト国における 実施主体	住所 名称 業種		
事業の 主たる実施場所	名称 所在地		
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なプロジェクトの事業実施体制（事業者名等）と役割分担を記載してください。 		
補助事業の概要 (事業の目的、内容、 規模、環境対策及び 温暖化対策の技概要 と効果予測など)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的、内容、規模を記入してください。 小規模CDMプロジェクトに該当する場合には、その旨の説明をしてください。 環境改善対策及び温暖化対策の概要と効果予測を記載してください。 		
事業費（千円）	年度	年度	合計

事業の実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィージビリティ調査、プロジェクトの着手／操業／終了時期、モニタリング期間、クレジット獲得見込時期、プロジェクト継続期間について記載してください。
有効化審査実施団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該プロジェクトの有効化審査を実施もしくは実施予定の運営組織（候補）／独立組織（候補）の団体名を記載してください。
日本国政府の事業承認見込	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に政府より事業承認されている場合、承認レターを添付してください。
ホスト国の承認見込	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既にホスト国政府より事業承認されている場合、承認レターを添付してください。
環境対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境改善効果（水質汚濁、大気汚染、廃棄物問題のいずれの改善に資するプロジェクトか）を記載して下さい。 ・ 対策効果のモニタリング方法についても記載して下さい。
排出削減見込量	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベースラインの考え方についても記載して下さい。
環境改善見込	
備 考	

(注) 審査に必要な資料となりますので、要点が不明にならない範囲で詳細に記載して下さい。必要に応じて枠を引き延ばすことや各項目の内容を別紙として添付することは差し支えありません。

様式第2

コベネフィットCDMモデル事業に要する経費内訳

1. 所要経費

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)
円	円	円
(4) 補助対象経費支出予定額	(5) 国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5)×1/2
円	円	円

2. 補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合計	円	

3. 購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定期

様式第3

クレジット移転計画書

コベネフィットCDMモデル事業に関して二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第29条第1項に基づき日本国政府の保有口座へ移転する京都メカニズムによるクレジットについては、下記のとおりです。

(1) クレジット移転総量 [CO₂換算トン]

(2) 発生予定クレジット総量 [CO₂換算トン]

(3) クレジット移転割合^{注1}

$$\text{クレジット移転割合}^{\text{注1}} = (1) \text{ [CO}_2\text{換算トン]} / (2) \text{ [CO}_2\text{換算トン]} \times 100$$

(4) 補助金千円あたりの移転クレジット量 [CO₂換算トン／千円]

補助金千円あたりの移転クレジット量 [CO₂換算トン／千円]

$$= (2) \text{ [CO}_2\text{換算トン]} / \text{補助金交付申請予定額 [円]} \times 1000$$

(5) 移転期限

(6) クレジット移転計画

年 度					
①補助事業から発生するクレジット(CER)予定量 ^{注2}					
①の累計					
②事業実施者の獲得するクレジット(CER)予定量 ^{注2}					
②の累計					
③政府の保有口座へ移転するクレジット(CER)予定量 ^{注2注3}					
③の累計					
④移転割合 (③) / (①)					
⑤移転予定期月 ^{注4}					

注1 少数第3位まで記載すること。0.5を下回らないこと。

注2 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。

注3 移転期限までに(1)に記載した移転予定期量に達する計画とすること。

注4 各年度のクレジット移転予定期月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

記載例（チェックリスト）

事業名				
	書類	部数	備考	確認欄
1	事業実施計画書	1	様式第1参照	
2	経費内訳	1	様式第2参照	
3	クレジット移転計画書	1	様式第3参照	
4				
4-①	プロジェクト設計文書（PDD）のコピー又はそれに相当するもの	1	ドラフトで可	
4-②	申請予定者組織概要・事業実績に 関する資料	1	事業概要、資本金及び資本構成、 直近2決算期に関する貸借対照表 及び損益計算書など 共同申請予定者含め全て	
4-③	事業者間のクレジットの分配に 関する合意文書	1	業者間のクレジット移転契約書等 のコピー等 合意がない場合には、調整状況を 説明する資料を提出すること	
4-④	代表事業者届出書	1	国際コンソーシアムとしての共同 申請のみ	
4-⑤	積算根拠資料	1		
4-⑥	期待される環境改善効果に 関する資料	1		
4-⑦	有効化審査報告書のコピー	1	取得済みの場合のみ	
4-⑧	日本国政府承認書のコピー (又は申請書のコピー)	1	取得済み又は申請中の場合のみ	
4-⑨	ホスト国政府承認書のコピー (又は申請書のコピー)	1	取得済み又は申請中の場合のみ	